

デュルケーム/デュルケーム学派研究会 Japanese Association for Durkheimian Studies

三五一次少分一

第7号 [2006年12月25日発行]

会長 大野道邦〈mitikuni@mua.biglobe.ne.jp〉 編集事務局 奈良女子大学文学部 郵便振替口座番号:00980-4-20999 (口座名称) デュルケーム研究会

Tel 0742-20-3264, 3259

編集

中島道男

江頭大蔵

小川伸彦

<mnakajima@cc.nara-wu.ac.jp><egasira@law.hiroshima-u.ac.jp><ogawax@dream.com>

デュルケーム/デュルケーム学派研究会の趣旨

世紀転換期のグローバルなレベルにおける社会的、文化的な変化の中にあって、最近、国際的にも国内的にも、デュルケームやデュルケーム学派の業績の再評価の機運が高まってきている。わが国においても、若い世代を中心としてデュルケーム/デュルケーム学派に関心を抱く研究者が増えつつある。

このような状況を考慮に入れつつ、前世紀転換期の古典であるデュルケーム社会学、および、その発展型としてのデュルケーム学派について調査・研究することによって、現世紀転換期の社会・文化・人間の構造や動態を分析・説明・解釈するための基礎的・原理的なパースペクティヴを明らかにしたい。このために、相互啓発的な研究会を定期的に開催する。

第12回研究例会(2006年4月22日、新潟産業大学)

報告1 小林孝雄 氏(創価大学)

パーソンズ/ルーマンのデュルケーム論

コメンテーター:三上剛史 氏(神戸大学)

報告2 北垣 徹氏(西南学院大学)

プラグマティズム再考

コメンテーター:中島道男氏(奈良女子大学)

第13回研究例会(2006年9月30日、桜花学園大学)

報告1 安達智史 氏(東北大学)

有機的連帯とネイション

コメンテーター:横井敏秀 氏(富山国際大学)

コメンテーター:太田健児 氏(尚絅学院大学)

報告2 嶋守さやか氏(桜花学園大学)

デュルケム人格崇拝論から、精神障害者の生活支援へ ----『しょうがいしゃの皆サマの、ステキすぎる毎日』より

【第12回研究例会報告要旨】

〔報告1〕 小林孝雄(創価大学)

パーソンズ/ルーマンのデュルケーム論

T. パーソンズは、1968 年の『社会的行為の構造』「ペーパーバック版の序文」において、自身の理論が「ウェーバリアンからデュルケミアンへ」移行したと述べている。『社会体系論』(1951 年)のパーソンズは、デュルケームを文化・社会・パーソナリティという3つの行為システムについて「最も深い洞察をした」と評価しつつも、これらの相互関係についての論及が「明確にされないままであった」と最終的に結論づけているが、「社会システムの統合理論へのデュルケームの貢献」(1960 年)では、「デュルケームは、社会統合の問題領域の極めて卓越した理論家」と評価し、また、「デュルケームの生涯と業績」(1968 年)では、「社会システム理論」を先取りした社会学者とし、デュルケームを高く評価するようになる。

「制度化された個人主義」は、パーソンズの思想のなかでも重要な位置を占める。当初、これは、M. ウェーバーが提示した宗教的行為者像の翻案によって定義されており、ウェーバリアンとしてのパーソンズを示す一例といえる。しかし、パーソンズの『社会体系と行為理論の展開』(1977 年)では、「制度化された個人主義」をパーソナリティ・システムと社会システムの分化過程で生じるものとして再定義し、デュルケームが『社会分業論』や『自殺論』で問題化した「個人化」と同様に「分業の産物」であると述べており、ここではデュルケームによる「新しい宗教としての人格崇拝」が強く意識されている。また、後期パーソンズは、L-G 軸を「機械的連帯」、A-I 軸を「有機的連帯」とし、AGIL 図式を再定義しているなど、後期パーソンズにおいて、「有機的連帯」がデュルケーム解釈の焦点となっているばかりでなく、パーソンズの理論構成全体にその影響は及んでいるのである。

N. ルーマンもまたデュルケームが提起した問題に、パーソンズとは異なる観点から、取り組んだ。ルーマンによれば、デュルケーム社会学における「個人」と「集合体」は先鋭化した対立関係にはない。両者は、一方が他方を完全に取り込む関係性ではなく、相互に部分的に重なり合っているとみなされているからである。ルーマンは、こうしたデュルケームの見解によって、個人と集合体の両者の関係の歴史的変化を捉えることが可能となるとし、デュルケームが示した「個人/中間集団/国家」にみられる「相互強化」の関係性を自身の研究プログラムとして取り入れている。

しかし一方で、ルーマンは、デュルケーム社会学における「社会-集合意識-連帯-道徳-法」の概念連鎖を指摘し、デュルケームの「法」概念は、それじたいで完結するものではなく、それぞれが「集合意識」や「連帯」といったほかの概念を基礎に構成されているためにその区別を明確にできておらず、デュルケームの理論構成は、「過度の社会概念」の代償を払い、主体概念が社会概念に代わりかねないと述べている。

「全体はその諸々の部分の総和とは異なるある別のものであり、その属性は、それを構成している諸部の示す属性とは異なっている」とは『社会学的方法の規準』にみられるデュルケームの基本的な認識論である。ここにみられるように、個人と社会の基本的関係性を指す「化合の法則」は、個人から社会を演繹することを批判し、社会の個人に対する外在性、拘束性、異質性、非還元性を強調する立場である。しかしながら、デュルケームが『社会学的方法の規準』で提示し、『自殺論』で応用されたこの「化合の法則」の認識論にこそ、ルーマンが指摘する「個人」に対する「社会」の過剰を導いているのではないだろうか。すなわち、「化合の法則」は社会の個人に対する創発性を論じえたとしても、「個人」独自の作用を問題化することを困難にしているのである。これは、デュルケーム自身の道徳的個人主義者としての立場とは別に、デュルケーム社会学の論理構成の問題であると考えられる。

ルーマンの「複雑性の縮減」は、世界の複雑性をシステムが縮減することによって、複雑性の落差によりシステム/環境を区別するシステムの機能である。この場合、世界の複雑性を人間の処理能力にとって負担免除するためのものであって「全体とは部分の総和よ

り少ないことを公準とする」とされており、デュルケームの「化合の法則」に対する批判 として理解することができるだろう。

『社会分業論』以降のデュルケームが、パーソンズほど「有機的連帯」を社会理論の中心としていたとは言いがたい。ただ、ルーマンの社会システム理論は、こうしたパーソンズ社会学を踏まえつつ、デュルケームが提起した「相互強化」の問題を、「化合の法則」に代わる「複雑性の縮減」をもって再構成することを目指したものとして理解できるのである。

〔報告2〕 北垣 徹(西南学院大学)

プラグマティズム再考―― ニーチェ、デュルケーム、ウィリアム・ジェームズ ――

デュルケームは亡くなる数年前にプラグマティズムを講義で取り上げたものの、この思想に深く関わることはなかったと通常みなされている。しかしこの報告では、デュルケームの社会学的発想の大きな源泉としてプラグマティズムがあったのではないかという仮説を提示したい。しばしばこの思想は、「実用主義」「道具主義」と訳され、「功利主義」に近いものとして理解されている。しかし本報告で考えるプラグマティズムとは、こうしたものとはかなり異なる。この思想は実際のところ、ある種の新たな真理観に対応しており、この真理観は異なる分野でさまざまな帰結をもたらした。したがってここでは、哲学として定式化されたものとしてではなく、知性のいわば「態度変更」の一つのあり方として、プラグマティズムの問題を考える。デュルケームは「プラグマティズムと社会学は、同じ一つの時代から生まれた二つの傾向」であるとしている。当時の思想的文脈に立ち返り、プラグマティズムの思考様式を探ることは、誕生して間もない社会学が有していた発想の源泉を探ることにもなろう。

「思想を実存に結びつけること、思想を生活=生命に結びつけること、これがプラグマティズムの根本的アイデアである」とデュルケームは述べている。すなわち、思想は現実とは隔離されたところで、現実についてなされるものではなく、それ自体が現実の一部をなすものであり、あるいは新たな現実を創り出すものであると考える点が、プラグマティズムの基本的発想である。またプラグマティズムによれば、思想は、いま=ここにおいて現在あるところのものについて行われるのではない。そうではなくて、思想は来るべき現実を動かす一つの要因である。したがって、現実とは囲い込まれた不動の静止したものではない。現実とは絶えず人間の経験とともに進んでいくものであり、未来に開かれていて、より豊かになるものである。つまり、時間的順序を転倒して考えるということであり、現実が先行して、思想がそれに続くのではなく、思想が先行して、現実がそれに続くとみなす。プラグマティズムにとって、思想とは詰まるところ、行為に先立って形成される表象=信念である。

思想を疑念、観念、信念に分けるとすれば、疑念→観念→信念→習慣という階層構造を プラグマティズムは見出す。つまり何らかの情動を孕んだ疑念が、固定化した観念を産み 出し、他方で観念は行為を産み出すことで、信念となる。また信念は生体組織の運動によ る行為の反復、すなわち習慣によって表される。したがって、観念の有するあらゆる意味 は、その観念によって決定される習慣のなかに存する。このように観念を一方では情動の 側から、他方では行為の側から捉えようとする点も、プラグマティズムの基本的発想であ る。デュルケーム自身は、プラグマティズムのアイデアの重要性に気付きながらも、それ を十分に発展させることはなかった。しかし彼の宗教論・儀礼論などをみれば、プラグマ ティズム講義以前にこうした発想を自身の社会学のなかで展開していたことが分かる。ま たこの思想は哲学の狭い領域に留まらず、当時において広く共有されていた。例えばそれ は、ニーチェやウィリアム・ジェームズ、さらにはタルドのような人物にまで拡がってい る。例えばニーチェが「初めに真なりと思いこむことありき!」というとき、彼は観念と は信念に他ならないとみなし、真理とは認識されるものではなく、信仰されるものだとい う考えを示している。あるいはジェームズは、すでに実在しているものについて真理が定 義されるのではなく、来るべきものを予告し、人間に準備を促すという観点から真理が定 義されると考えている。

つまるところプラグマティズムとは、「鏡としての真理」という見方を否定するものである。この見方からすれば、真理の価値は所与の現実をいかに正確に映し出しているかで計られる。これにたいしてプラグマティズムは「梃子としての真理」という見方を提示する。この見方によれば、人間がその真理をどれだけ力を込めて認めているか(肯定しているか)で、真理の価値が計られ、その真理がどれだけ現実を動かすかで、真実の価値が計られる。また社会学的な言い方をすれば、その真理がどれだけ社会的な拡がりを有しているか、どれだけ社会的に制度化されているかによって、真理の価値が計られる。真理が現実をいかに「有用に」動かすかという点が重視されるなら、プラグマティズムをいわゆる功利主義的に捉える見方が派生する。しかしプラグマティズムとはそれに留まるものではない。人間が真実を肯定する力、すなわち人間の真実への欲望、意志、情念に焦点を当て、さらに真理をその後の人間の行動との相関で捉えるというのが、プラグマティズムの重要な点である。また真実は真空に存在するのではなく、何らかの社会的制度によって産み出され、また社会制度において存在し、流通するという視点も、ここから派生する。社会学とプラグマティズムが合流するのも、まさにこの地点においてである。

【第13回研究例会報告要旨】

〔報告1〕 安達智史(東北大学)

有機的連帯としてのネイション―― ナショナリズム論としての『社会分業論』――

デュルケムの『社会分業論』(以下一『分業論』) は、人格崇拝論および中間集団論など、リベラルな市民社会を展望する先駆的な作品として今日なお高く評価されている。だが、『分業論』を論理的に完結したものとしてとらえるためには、もうひとつ別の要素へ注目する必要がある。それは、ナショナリズム、とりわけ「ネイション」という観念である。本報告は、『分業論』を主要なテキストとし、機能分化、人格崇拝、および自律的な中間集団における、ネイション観念の積極的な意義について論じるものである。

『分業論』の課題は、近代社会において個人が自由になるにもかかわらず連帯が強まるのはなぜかという、いわば「個人的人格と社会的連帯との関係の問題」である。この課題に対するデュルケムの回答をとらえるために本報告が注目するのは、人々の物理的交通の量を表す「物質的密度」と社会の諸成員の精神的密接性を表す「道徳的密度」との区別である。この区別は、分業の特質とその前提条件を明らかにする。つまり、機能の正常的な連関たる「分業」と病理的な連関たる「分化」とを分ける条件を示すものである。道徳的密度の存在は、物質的密度の増大による関係の拡大とそれにより分化した社会の諸要素を機能的に結びつける。つまり、分業を可能にするのである。

では、ここで示された道徳の特質とは、いったいどのようなものなのか。それ知るためには、その道徳を保護している法、すなわち原状回復的法についてみる必要がある。有機的社会は、社会の同一性ではなく、諸組織・要素の連関により大きな重要性を与えている。それゆえに、破壊された秩序の復帰は、破壊者を身体的に罰することによる社会的感情の回復によってではなく、混乱させられた諸機能連関の修復によってなされる。この原状回復的法の機能は、個人が聖なる対象として尊重されていること、つまり人格崇拝の規範の別表現となっている。

ところが、問題は人格崇拝がいかにして生じるのかである。デュルケムは、社会の秩序化のために、法による観念体系の定式化によって事足りるとは考えてはいなかった。個々人が連帯し、諸意識がひとつの意識としてまとまるためには、「表象」が必要とされる。そして、法の本質的意義は制裁にあり、それは集合表象を喚起させる機能を有するものである。しかし、機能分化は社会の全体性の意識を希薄化させ、また人格崇拝に基づく原状回復的法は集合意識や表象を喚起させる制裁自体を困難とさせている。これは、人格崇拝論のひとつの落とし穴である。

だが、デュルケムはこの陥穽を埋める回答を用意していた。それこそが、「ネイション (nation)」という観念である。ネイションという観念は、人々が互いを同胞として愛情

をもって接しあい、公正な関係を生み出すことを要求する。節度ある自由な個人の連帯は、ネイションの名の下に命じられ、また望まれるのである。そして、このネイションとしての表象を形成する機能を持つのが国家である。デュルケムは、国家の機能を、集合にかかわる表象を形成することであると考えた。集合意識は多種多様な要素によって形成され、その大部分が拡散している。国家は、それをひとつの表象として提示する。それにより、個人主義のアモルフな形態、すなわちエゴイズムは抑制され、有機的社会にふさわしい「道徳的個人主義」が可能になる。

国家によって喚起されるネイションという観念は、自発的な結社および中間集団による有機的連帯をも可能にしている。ネイションおよびそれを構成する言語や基礎科学は、狭隘な地理的制約の閉ざされたコンテクストに依存しない、能力と必要性とに応じた自発的な関係を可能にする。だが、有機的連帯はネイションによって埋め尽くされるものではない。ネイションおよびその諸要素は有機的連帯の前提をなすが、有機的連帯における諸集団の規範は国家の諸制度を通じて定式化される。この制度化を通じて、それぞれの領域や組織の相対的自律性が担保されるのである。

以上のようにデュルケムは、分業および自律した個人の連帯は、道徳的密度いわば抽象化した集合意識がネイションとして表象化されることによって可能になると考えた。このような視点から見ると、大きな物語(?ネイション)の終焉と呼ばれる時代の帰結は、はじめから予測されていたといえよう。今日生じているのは、まさに中間集団の再階層化であり、分断と格差社会の成立である。本報告は、異なる集団を連帯させ、公正な関係を生み出すためのネイションという観念、およびナショナリズムの積極的な機能の再考を促すものである。

[コメント] 横井敏秀(富山国際大学)

安達氏のご報告において注目すべきは、デュルケームの所論を、「ナショナリズム論」の観点から考察しようと試みた点にあるだろう。とりわけ、デュルケームの議論におけるネイションと個人主義の関連を、『分業論』という単一のテクストをしっかり読み込むことにより、一貫した論理構成をもつものとして取り出そうとする氏の構想は、すこぶる斬新かつ野心的である。だが、氏のデュルケーム理解には、いくつかの疑問点も存在する。

まず、「人格崇拝」概念の、『分業論』における位置についてである。『分業論』段階のデュルケームが、「人格崇拝」の社会統合にもつ意義に関し、アンビバレントな認識を示していたことはよく指摘されている。安達氏の説明には、『分業論』の時点ですでに人格崇拝へのポジティヴな評価が確立されていたかのような印象を与えるものがあるが、この見方ははたして何らの留保も必要ないものだろうか。また氏は、「人格崇拝」の社会的性格を論じるにあたり、個人人格は一種のトーテムであるとするデュルケームの言明を援用している。しかし、この言明はあくまで後年の『原初形態』時点のものであって、それを『分業論』に遡及させることは、テクストの内在的な解釈としては問題があるのではないか。

次に、氏は『分業論』段階ですでに、連帯の形成における国家の役割が重要視されていたと考えているが、この理解は妥当なものか。確かに氏が指摘するように「政府のみが、この全体の精神と共通の連帯感を思い出させる行動を遂行する資格をもつ」とデュルケームは書いている。しかしながら彼はその一方で、国家が喚起する、このような抽象的な漠然とした表象は、「職業的活動の呼び起こす生きた具体的な印象に対しては、全然無力である」と断じてもいる。こうしたデュルケームの発言は、国家の役割について、彼が個人主義の問題同様、未だ両価的ともいえる認識を抱いていたことを示すものではなかろうか。さらなる疑問は、「ネイション」という観念が「表象され」て、「人格への尊敬」を「媒介」するという安達氏の説明のテクスト的根拠についてである。デュルケームは『分業論』中で本当にそのような趣旨の事柄を述べているのか。

最後の論点は、異質な者同士を「平等で友愛に満ちた同胞として連帯させる」観念として「ネイション」を位置づける、今日のナショナリズム論と同型の議論が『分業論』には見出せるとする、氏の見解にかかわる。確かに、分業と個人主義という文脈では、デュルケームは「異質性を包摂した同質性」のありようを模索している。しかし問題は、「文

化」の文脈における「異質性と同質性の和解」という発想が、デュルケームには希薄だったように思われることである。デュルケームにあっては、機械的連帯の解体と文化の同質化・普遍化は不可避かつ不可逆のプロセスであり、地方文化の多様性は、環節社会の衰退に伴って早晩消滅する運命にあるとみなされていたからである。ネイションと文化的多様性の問題は、今日のナショナリズム論が避けて通ることのできないテーマであるが、デュルケームの議論ははたしてそれらの問題をも射程に収めうるものなのかどうか。興味深い発表であるだけに、以上の点についてさらにご教示頂ければ幸いに思う。

[報告2] 嶋守さやか(桜花学園大学)

デュルケム人格崇拝論から、精神障害者の生活支援へ ――『しょうがいしゃの皆サマの、ステキすぎる毎日』より――

本報告は、報告者がこれまでに行ってきたデュルケムによる「人格崇拝論」で得た知見を、現在携わっているソーシャルワーカー養成教育における利用者の「人格」の考え方に 置き換えようという試みである。

報告者は、前任校では精神保健福祉士、現任校では社会福祉士(以下、両福祉士を合わせて「ソーシャルワーカー」と記す)の養成教育に携わってきた。ソーシャルワーカーは、利用者が福祉制度やサービスを利用するにあたって、その生活全般で利用者の自己決定を尊重し、その実現を支援する立場にある。福祉制度やサービスの利用において、利用者本人の主体性を最大限に尊重する支援をソーシャルワーカーがいかに行うべきか。報告者はこれまでに行ってきた認知症高齢者・知的障害者・精神障害者の自己決定権を保障する福祉制度、具体的には成年後見制度・地域福祉権利擁護事業利用における「本人主体」の理念を学生に説いてきた。そこで報告者が自明としていたのが、法制度の利用者として想定されている利用者類型をデュルケムの人格崇拝論における道徳・倫理的なものとしてのpersonnalité — 「感覚から脱却し、概念によって思考し、行動しうるようになればなるほど、より人格的」であり、「個別化の事実」と区別される非個人性=社会性——として捉えることであった。

しかし、当然のことながら、法制度の利用者類型にすべての高齢者や知的・精神障害者が合致するわけではない。だからこそ、ソーシャルワーカーが利用者本人のニーズを理解し、何をその自己決定とするのかを引き出すサポートが必要になる。そこでは利用者の心情の理解とともに、法律や規則をどのように当てはめるかという具体的な探索、すなわち法的リサーチが主題とならざるをえない。しかし、社会福祉のアドボカシーの究極の目的が本人主体の実現・自己決定権の擁護である以上、福祉制度・サービスの利用支援が単なる法律規則の事務的な当てはめ作業となってはならない。利用者支援においては、法制度で想定されている利用者のあり方と、人間そのものとしての利用者のあり方との落差をいかに埋めるかが、ソーシャルワーカーにとって常に直面し続けなければならない現実問題であると言える。

この現実問題についての理解を深めるために、報告者はソーシャルワーカーが福祉制度やサービスの利用者と行うコミュニケーションのありかた、また人間そのものである当事者に対して「どんなに認知症が深くなり、知的・精神障害があっても意思能力はある」として自己決定を支援する際に、ソーシャルワーカーが想定する人間像を捉えたいと思った。そこで報告者は2005年5月から12月において、約6週間の精神保健福祉士実習研究を沖縄県宮古島市にある精神障害者地域生活支援センターひらら(現在は「地域活動支援センターひらら」)と、名古屋市のK精神病院にて行い、その内容を『せいしんしょうがいしゃの皆サマの、ステキすぎる毎日』として上梓した。その中で、報告者が実際に調査結果として得た事例より、福祉制度・サービス利用者あるいは当事者の実際、そして福祉制度・サービスが利用できない(あるいは利用しない)当事者とのかかわり(「本人の自覚を待つ」ことと、かかわる側が当事者に「巻き込まれる」ことの必要性)について考察した。その結果、法制度における利用類型=デュルケームの人格崇拝論における道徳的・倫理的

な personnalité — 「感覚から脱却し、概念によって思考し、行動しうるようになればなるほど、より人格的」であり、「個別化の事実」と区別される非個人性=社会性=法・契約・制度によりその自己決定権が保障される「利用者」だけを見ていただけであり、その法・契約・制度を利用する、利用できない、そして利用しない当事者の姿、その現状を見ようとしていなかった。拙著を上梓した今、継続している宮古島市での精神保健福祉士研究、また今後展開する障害者プロレス「ドッグレッグス」研究では、当事者と当事者の家族、また当事者を法・制度・契約の内/外で支え、日常的にかかわる人々が、現状の当事者に付き合い、巻き込まれ、そしてその当事者の<人間>を信じて闘う日常を追いかけようと考えている。

現状の問題は、法制度で認定される要介護高齢者・障害者とともに、法制度で認定されない当事者が増加し、法制度で認定されてもされなくても、ケアしつづけなければならないのは変わらない。介護を放棄するために共倒れしたり、ケアする側が生き延びるために当事者を「筏」から突き落とす(介護殺人!)ことがないようにするためには、ギリギリでも「同じ筏に乗り合わせ être embarqué avec」、当事者を乗せ続けるスペースを確保するための「デザイン」が必要である。

[コメント] 太田健児(尚絅学院大学)

嶋守報告は新著の紹介とそのデュルケーム理論との接点とを内容にしている。新しい障害者論を模索し、著者自らの現場での体験をとおして、健常者による他者(=障害者)表象の解体模様が語られている。この理論化のツールとしてのデュルケーム理論の可能性が人格崇拝論に求められ、personalité(非個人性=社会性)と individualité(個人性)との区別などの論点が示される。但しデュルケームの理論体系の中での人格崇拝論の位置づけは慎重を要する。小関訳『ドイツにおける道徳の実証科学』と『フランス教育思想史』、古野訳『宗教生活の原初形態』では personalité,impersonalité が全く一様に「人格」「非人格」と訳出されており(副詞、形容詞も含めて)、人格概念が大きな地位を占めるかのような錯覚に陥るが、実際は個別性と非個別性・匿名性・普遍性・全体性との対比でそれらが使用されている。当時の紀要 Revue de métaphysique et de morale (『道徳形而上学雑誌』)を通覧すると、カント経由の「道徳的人格」はいずれも personne の後に morale か humaine か kantienne かが付いている。personne 自体は法人を意味する場合もあれば生命体を意味する場合だってある。人格崇拝論は過大評価の傾向がある。

むしろデュルケームの『教育と社会学』での教育科学と教育実践・技術(art)と実践理論との三分法と『道徳教育論第2部』での集合表象による愛他主義とが示唆に富む。前者については、教育科学に比べて実践(技術)には réflexion(自己点検機能)がなく当初低く評価されるが、実践(技術)の日々の積み重ねが新たな réflexion を生み、実践(技術)「理論」が誕生するとされ譲歩されるに至る。これは現場・臨床への最大限の尊重である。後者の愛他主義における集合表象論では自己と対象(他者を含む)という二項対立が根本から解体され、今日でいう分子生物学とアフォーダンス論とが混合したような認識原理が提示される。完全な自己本位の表象はありえず、自他融合はア・プリオリだという。以上二つは、嶋守報告の言う「かかわる側が当事者に巻き込まれることの必要性」に最も応用可能な論旨と思われる。

cf)嶋守さやか「デュルケーム「人格崇拝論」における personalité と individualité」『日 仏社会学会年報第 11 号』 2001 年,135-152 頁.

Revue de Métaphysique et de morale, environ1890-1910, Librairie Armand Colin.

学会賞を受賞して

【第6回日本社会学史学会奨励賞】

『トクヴィルとデュルケーム ―― 社会学的人間観と生の意味』東信堂(2005年)

菊谷和宏 (和歌山大学)

去る 2005 年 6 月、拙著『トクヴィルとデュルケーム――社会学的人間観と生の意味』に対し、日本社会学史学会より第六回奨励賞をいただきました。浅学非才の若輩者である私にはまさしく励みとなり本当に有り難く思いますと同時に、これまでご指導いただきましたデュルケーム/デュルケーム学派研究会の諸先生方に心より感謝いたしたく存じます。

まずは拙著の内容を簡単に紹介させていただきます。

私が本書で目指したところは、社会学的な「社会」と「人間」概念の成立過程を歴史具体的に描き出すこと、そしてそのような「社会」において見失われた生の意味を回復する方途を見出すこと、の二点です。この目的を展開する場として、19世紀前半~20世紀初頭のフランスを選び、具体的な対象としてトクヴィルとデュルケームの二人を選びました。

先行研究を精査し自らの立ち位置を確定した後、まずトクヴィルの社会理論を、七月王制・第二共和制というその時代背景とともに検討いたしました。そして彼が若い頃のアメリカ体験とともに、世界を超越的な部分と「習俗(mœurs)」「知的道徳的世界」などと呼ばれる世俗な部分に分ける思考様式を萌芽的に持っていたことを確認した後、1848年二月革命体験がその社会科学的認識に決定的な影響を与えたことを指摘いたしました。まさにそこで、後にデュルケームが社会学を構築するための前提となる「社会(それ自体)」と「社会(科学)的人間観=社会を成し社会に生きる普遍的な人間性としての homme」が歴史的現実とともに立ち現れたのです。

ついでこうした認識論的展開がその後、旧体制とフランス革命の史的研究の中で完成されたことが確認されますが、同時に社会学登場のためのこのような「地均し」が、それまで生の意味の源泉であった「超越的なもの」へのまなざしを失わせることで、社会的な生の意味そのものを見失う結果をもたらしたことを、死と信仰について触れたトクヴィルの書簡に依拠して示しました。

続いてデュルケーム社会学とその時代(第三共和制)の分析に移りました。

トクヴィルの時代に用意された「社会」と「人間」と「社会科学」の各概念を基盤として、王党派と共和派の対立という歴史を背景にデュルケームは、超越性の全面的排除と社会現象の個人心理への還元の全面的拒否を大前提に、「客観的な科学としての」社会学構築を始めたわけですが、それゆえに生の意味喪失問題が一層解き難いものになってしまったことを、主に『自殺論』に依りつつ指摘いたしました。

しかし、このような社会学的認識は、ドレフュス事件体験によって大きく揺らぐと ともに結果として一つの頂点に達します。つまり、この歴史的事件を契機として、知 的道徳的共通性を持つ「社会それ自体」を保証し支える源泉・権威が「人間的人格一 般を結集の中心とする個人主義」として、世俗と超越の間に見出されるのです。

その後、デュルケーム晩年の宗教社会学研究において、知的共通性は認識範疇の共通性として、道徳的共通性は人格=魂の共通性として論じられるに至るものの、いずれにせよ「社会」にすべてを帰着させる循環論法から脱しておらず、この意味で、科学としての客観性を基礎付ける社会の確立にせよ、社会的生の意味の回復にせよ、不十分な結末にしか達していないことを示しました。

以上の議論を元に最終章では、社会を対象とする科学的認識というものが、構造的に超越的な基盤に立脚せねばならないことをあらためて指摘した上で、その超越的な基盤(人間性・人格・魂)が、外的な観察は不可能であっても感覚可能(sensible)であること、つまり経験の範囲内にあることが主張され、社会認識と社会的生に困難をもたらす源としての

「sensible」の語に、新たな拡張された意味が与えられました。そこから「社会」や「人間」という基本概念も拡張され、それらを基盤とする次段階の社会学の構想が提示されます。と同時に、生の意味の探究も旧来の社会概念の外部に向かわざるをえないことが示され、その具体的な方向性としてアンリ・ベルクソンの名を挙げて本書の探究に一応の区切りが付けられました。

さて、本書の原型となったのは前年一橋大学に提出した博士論文であり、出版に際し手が加えられたとはいえ本書内の文章の多くは博論向けに書かれているのですが、この執筆の際私が特に心掛けたのは――研究史への位置付け、原文の厳密な解釈といったことは当然として、それ以外に――自分が何を考えているのかを限界まで明確にし、正確に記述することでした。と申しますのも、学問というものが事実や真実、そして真理を目指す一途な営みであるとしても、その実際の過程は試行錯誤であり多くの混乱が避けられません。言葉を換えれば、何をどう主張しても、良くも悪くも誰かに何か批判されるわけです。であるとするならば、自分が学び思惟した内容をごまかしなく見つめ、論理的に、誠実に記述し、その結果を他者の評価に率直に委ねようと決心し、執筆したというわけです。その意味では、本書はもっぱら精密な内省の結果と言えるかもしれません。

であるがゆえに、完成には多くの時間が必要となり、本書の記述のもっとも古い部分は 出版の 15 年以上前のものとなってしまいましたが、その結果として学会奨励賞という形 で尊敬する諸先生方の肯定的な評価をいただけたことは、猟官的に他者評価を意識して執 筆したわけではないがゆえになお一層、「有り難く」感じています。

現在私の研究は、大きく二つの方向で進められています。

一つは、本書末尾に予告されたベルクソン論です。本書によってトクヴィルからデュルケームへとつながったこれまでの私の研究線の理論的かつ歴史的な延長として、アンリ・ベルクソンの社会理論とその背景たるフランス史(とりわけ、デュルケーム死後かつベルクソン生存中の第三共和制中・後期から第二次世界大戦まで)との関連において捉えることで、達成しようと努力しております。

ベルクソンの活躍した 20 世紀前半は、相対性理論と量子力学の登場によって、自然科学のみならず社会科学にも、さらには人間科学全体にさえ、認識論的な危機が訪れた時代です。この危機とその乗り越えを、フランスを中心としたヨーロッパ社会の歴史的状況との相関において描き出そうと試みております。具体的には、19 世紀実証科学の素朴な「客観的」科学観が自然科学においても社会科学においても崩壊した際、「実証」と呼ばれたもののその実「測定」でしかなかったそれまでの(実証)科学を、実際の経験に真に基づいた科学へと認識論的に導き、さらに社会に現実に生きている我々の生それ自体と結び付けて解釈した――彼が生の哲学者と呼ばれるゆえんです――質的に新しい基本理論としてベルクソンの社会理論を提示しようとしております。

既にいくつかの論文や学会発表等の形で中間的な成果を公表しておりますが、この研究が最終的に行き着くところでは、21 世紀初頭という新たな共生の原理が求められている時代に即した、新たな社会概念と人間概念が見出され、暗中模索を続ける我々自身の生の意味ないし方途を少しでも明確に展望できればと考えております。

今一つの方向は、仏教研究、とりわけ寺院と地域共同体についての社会調査です。このように挙げますと唐突に感じられることと思いますが、これまでの私の研究に対する論理的連関と問題意識は次のようなものです。

『トクヴィルとデュルケーム』にまとめられた研究の中で私が強く感じたことは、これまで社会学・社会科学の基本的範疇として用いられてきた「社会」そして「人間」という概念は――様々に定義され様々に用いられてきましたがそれでもなお――普遍的な概念として、一種自明なものとして語られつつ、実際のところは西欧社会とそこに生きる人々をモデル化し概念化したものであるという事実です。とりわけカトリシズムの影響は決定的であるように私には思われました。

であるとすれば、当然のことながら、これらの概念を我々自身が生きている日本ないし 東洋というこの現実にそのまま適用することはできません。そのような適用は、現実を歪 めて写し取ってしまうでしょう。しかし、今現在我々が持っている社会科学は、全面的に ではないにせよ、そのようなものです。ならば、なんとかして、我々の歴史を踏まえた現 実、我々自身の生の現実の中から、それに適合した「社会」や「人間」といった概念を構 築ないし発見できないか。しかも、ヨーロッパ生まれの社会理論をその根底において把握し踏まえることで、対象地域の独自性に論を集中させがちないわゆる地域研究ではなく、もう一段高い普遍性を達成できるような、たとえそれが無理でも、せめて「西欧にその起源を持ち、日本の社会学・社会科学もまた前提としている人間概念・社会概念を、今一度日本の伝統と実情に適合するよう構築し直すことを念頭に、西欧社会との比較において分析し、日本の地域社会における伝統的な人間概念・社会概念を萌芽的にでも明らかにできる」ような、そのような研究を目指して、仏典等資料の読解を進めると同時に、和歌山県御坊市と和歌山市のあるお寺を中心とした、古代からの伝統がまだまだ生きている地域共同体に対する調査計画を進めております。

実際には資金面等困難も多いのですが、あせることなく粘り強く進めてゆきたいと考え 努力しています。そして、この研究の果てに、東洋ないし日本的人間観が西洋ないしフラ ンス的なそれとうまく対比できる形で描ければと夢想しております。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。また、今後の研究会活動を通じて、私の経験をとりわけさらにお若い方にお伝えすることで、ここまで育てていただいたご恩を少しでもお返しすることができればとも思っております。

【第6回日本社会学史学会奨励賞】

『デュルケム理論と法社会学――社会病理と宗教、法、道徳の相互作用』信山社(2004年)

卷口勇一郎(常葉学園短期大学)

学部時代、私は専攻の社会学(社会病理学)よりも、法律の専門学校に通い資格試験の勉強(特に民刑事法の構造)に多少の時間を費やした。こうした経緯から大学院時代、学際的な法社会学が私の研究テーマとなった。デュルケムのいう人格崇拝との関わりで契約法、利息法における債権債務の対価的均衡、罪刑の均衡に関心をもった(デュルケムも同法におけるエキテの歴史を詳細に検討している)。拙著(2004)は、この法社会学に関する課程博士論文を、日本法社会学会の理事である宮澤節生先生などが監修する法学シリーズの第4巻としてまとめ公刊したものである。拙著内容に関しては、中島道男先生や宝月誠先生による書評をあわせてお読みいただければ幸いである。ここでは、拙著の内容を現在の関心との関連で述べさせていただく。拙著では、デュルケム理論を自閉させるのではなく現実(や他分野)を意識しながら解釈するというスタンスをとった。

すなわち、古代未開社会の法、近代法(ナポレオン法典)の諸条文(有名な1134 条1項など)、契約自由と利息制限規定を検討し、最後にそれらと現代法との比較を行った。この時系列的な比較法を通じて、近代社会や現代社会の構造を導き出すというデュルケムの課題を拙著で自分なりに試みた。特に、聖俗の格差と刑罰の軽重の対応関係、連続性を明確化した。古代未開社会で残虐刑のような重い刑罰が一般的なのは、可感的な現実に付加され重置されたもうひとつの現実のもつ力により、保護法益の価値がそれ以上に高められていたからである。一方、現代社会において刑罰が穏和になったのは、理性の勝利ともいえるが、重ねあわされ付加されたもうひとつの現実を共同体験する真実の非日常からわれわれが遠ざかったからである。

しかしまた今日、司法制度改革が進み弁護士の数も増え、いよいよわが国も「訴訟社会」へ向けての準備が整いつつある。道徳、宗教よりも法の管轄や機能が増大する社会を「法化」社会という。目に見えない深層が放置されるという昨今の傾向は、目に見えない鉄筋を抜くとか(耐震強度偽装問題)、目に見えない食品の安全性を無視するという消費者問題としても表現されている(教育分野でもその傾向はあるのだろう)。これまでこうした諸問題は経済発展のために見逃されてきたし、討議・合意・和解の範囲内で収まってきたが、近年それが裁定に委ねられる傾向が強まってきた。少年法が改められ、いじめ加害者に強制力の伴う出席停止措置がとられることが検討された。また、業界に有利な内容であった出資法や利息制限法の改正も検討されるようになった。司法サービスが充実し訴訟を

提起しやすくなったからなのか、訴訟に頼らねば紛争が解決できないというように市民的・自生的秩序の崩壊が拡大しているからなのか、あるいは管理型の法による生活世界の植民地化がすすんでいるからなのか(農耕文化と狩猟文化の相違から説明する説もある)。現代における社会の「法化」はヴェーバー、ハバーマスやルーマンの重大な関心事でもある。ヴェーバーは中世商事会社の法社会学を博士論文テーマとしたし、ハバーマスやルーマンは爆発的に管轄と機能を増大させ分化する現代法(の妥当性)を、討議や合意により基礎付け、あるいは冷静に事実認識しようとしている。拙著では、こうした幾つかの立場を踏まえて、現代法化社会におけるデュルケム理論の可能性を探求したつもりである。犯罪の潜在的機能というデュルケムの指摘からすれば、現代の社会病理が、かえって表層の現代法を支える深層の潜在力を活性化し垣間見させる儀礼となっているのではないか(こうしたデュルケムの用いている活性化vivifieという言葉は、古代形而上学の「キー」としても使われている)。

法、道徳、宗教というそれぞれの規範を同一平面上に位置する閉鎖的なシステムと捉え るというよりも、固定化・結晶化の度合いが異なる諸層と捉え、その諸層の「切れ目のな い連続性」としてのひとつの社会という理解を提示する(余談になるが、ユダヤ教は複雑 な様相を呈しており、諸層の連続性というデュルケムのアイディアは、トーラー、メシュ ナとしてラビに伝授された内容には含まれないと考えられている思想、不可視の神的エネ ルギーであるアイン・ソフからケテル、物質的なマルクトに帰結する、水路で結びついた いくつもの階層を想定する形而上学と重なってくる)、こうした考え方がデュルケムの法 社会学に見られるとするのはジャン・カルボニエ (Jean Carbonnier) である。カルボニ エは長いことパリ第二大学の民法学者、法社会学者であり、フランス民法(家族法)改正 に何度もリーダーとして関わる実務家でもあった。彼は、デュルケムに倣い法と非法(non droit) による「社会統制の連続体」(continuum de contrôle social) という概念を法学 にもち込んだ。更に彼は、柔軟な法(Flexible droit)として法政策の実務的手法にまで デュルケムの考え方を広げ、法実践と結びついたデュルケムの姿を提示した。余談になる が、カルボニエの弟子、ガラポン(Antoine Garapon)は、社会の法化をテーマとし『司 法が活躍する民主主義―司法介入の急増とフランス国家のゆくえ(河合訳)』を公刊し話 題となった。カルボニエは、システム論では論じられない法と非法との「連続性」を鋭く 指摘し、法システムと環境(非法)とがこの連続性を見失うとしたら、法は(外見だけが 存在するような抜け殻であり)もはや安定的に機能しないと考える。例えば、刑法が他人 の財物を窃取した者は罰金、禁固や懲役に処すと述べていても、すべての財物の摂取が処 罰とされるわけではない。些細な財物の摂取を訴えても無視される。どこまでが許される かを決めるのは非法であり、集合意識の存在を前提としなければ法の運用は滞ってしまう、 いや成り立たない。批判的に捉えられもする管理型の現代法といえども、人々の内面に根 ざす限りにおいて存在できる。法の文言の意味(シニフィエ)や解釈それ自体が、根底的 な集合力により与えられ成り立っている。法源が諸個人の内面にあるといっても(そうし た考え方は多くの法哲学者が採用しているし、ハバーマスだって「合意」を源とした)、 言語文化が導く意識・思考の表層ではなくそれらの彼方、無意識の根底の擬似幻覚(幻覚 にみえて実はそうでないもの)にまで降りてゆく。擬似幻覚とは社会が変貌した必然的な 姿であり、精神による捏造ではないので内容的に限られてくる。ギュルビッチの深層社会 学やフロイト、ユング深層心理学との接点がここに見出される。ただ、法源として擬似幻 覚、潜在力のような(仮に経験しえてもなお)想到せざるをえないものをもちだすと、そ うした「曖昧」なもの(レヴィ・ストロースのいうどんな意味も受け入れることができる 「ゼロ記号・意味作用の剰余の処理」)により法体系を説明することは到底受け入れられ ないと抵抗を感じる法学者もいるようだ。2006 年の拙稿(「現代社会における秩序再建の 鍵としての真実の非日常体験ー集合的沸騰におけるスピリチュアルで自己超越的な擬似幻 覚を通じた潜在力の具体化」『社会学史研究』28 号)で扱ったのは、最近の私の関心事で ある、法の源としての無意識に到来する集合力の体化・結晶化・意識化(中島のいう「根 源的シンボリズム」)という課題である。この不可視の潜在力こそ、表層の可視的な事物 (範疇) をそのものたらしめている真の原因である。

このテーマは、デュルケムにおける集合的沸騰と関わるものであり、宗教社会学に属するものであろう。しかし、表出、解釈(言語的討議)に依存しない共同意識直覚、合意形

成というテーマは、思弁的な形而上学(への回帰)であり机上の空論であるというご批判を頂戴することもある。これ以上前進できないのではないかとも感じたが、この事実自体がことば、言論による合意形成の限界を意味している。だからこそ、表層的・日常的な世界に収まらない深層の非日常的・感情的な世界の潜在力、集合力のシンボル産出能力(聖・俗分節化能力)の研究に関心がわく。拙稿(2006)では、デュルケムの認識論と精神医学、ユング心理学、トランスパーソナル心理学、カバラとの接点を打ち出した。欧米ではウイリアム・ジェイムズ(『宗教的経験の諸層』)や、エーリッヒ・フロムと関連付けてデュルケムを解釈する試みはそう新しくはない(Progoff、Wexler、Mellor、Mestrovic、Greenwood。わが国では山崎亮 2001)。そうした研究動向の延長線上で表層(法規範)と深層の連続性をこそ探求してきた。表層としての法社会学、深層の宗教社会学双方に跨る検討を続けてゆきたい。

現代社会において、ひとつの社会となる力能である集合力が集中し結晶化するような集 合的沸騰は可能だろうか。それは、イベント的な祭りやヨガでもなく、利己的なカルト宗 教でもない(この探求はティリアキアンや芦田先生のテーマでもあろう)。私は、トラン スパーソナル心理学やホリスティック医学にそれを見出してはどうかと思う。昨今のLOHA S やスローライフ運動がスピリチュアルな直接体験をベースとして広がっていることに鑑 みると、その可能性はあるのではないか。実証研究として、東西の宗教的、呪術的な治療 儀礼(癒し)を参与観察している。国内での参与観察のみならず、アジアや英国を訪れた。 エゴ・日常を脱しない「私秘主義的逃避」(=Bellah の表現)の儀礼(ヨガや瞑想)が多 数ある一方で、集団で行われ脱自状態となり、コミュニオン(交霊)が行われているかの ように思われるものもある。実は、山梨大学の生理心理学者と共同で、インドの集団的儀 礼を日本で忠実に再現し、常葉短大の学生50名に、単発的なシャーマニックな異文化体 験として参加してもらった。参加学生の6割弱が何らかの効果を感じたと回答した。自存 するイメージを自分の外部に見る(あるいは聞く)のではなく、マナのようなエネルギー が外部から到来し自分に入り込んできてぐいぐいと自分を押し出していくという、「伝染」 という驚きと畏れ、感動や身震いを伴うような身体感覚を伴う超越体験をした学生が多か った。その後の価値観の変化を追跡しているが、何も変化のない学生がいる一方で、人間 の神秘が重大な一撃として刻み込まれ、人に畏敬の念すら抱くようになった学生もいる。 大きく変化があった学生には、哲学や神話に全く無関心な短大生が含まれていることから、 この不可視の力は神話的な解釈(文脈)に依存するゼロ記号ではなく、意味のなかの意味 として到来したことが伺える。非日常が日常を問いただす、人格の崇拝とは、こうした(言 論ではなく)「無論」のプロセスのことではないか。現象学的な前提、文化や言語に依存 する意味解釈の多様性を超えて、ずれや相違のない普遍的・集合的なものが各自の無意識 の奥に実在し、それが外部から到来し(=沸きあがってきて)宿り、われわれに意味分節 (範疇) を与え拘束する可能性はあるのだろうか。人間本来の「沸きあがるもの」を各自 が見出すこと=集合的「沸騰」は可能なのだろうか。特に根源的シンボリズムは、知性を もった集合力の流出ないし帰結といえる自動的なプロセスであり、そこに具体的な人間と いう主体による自由な「創造」という考え方はもちだされない。こうした神の不可視的な 力が民刑事法という表層の極めて現実的社会的な法規範に如何に及んでいるのかというこ とを時代区分毎に細かく論証する作業をつうじて、「神は社会である」というシンプルな テーゼを改めて確認することが私の著書のテーマであった。

実証主義科学の世界において、主観的な神秘体験(伝播するマナ)をモノ・実体として扱うというようにデュルケムを読むようなスタンスはとりにくいために、デュルケムのテキストもそこに触れずに解釈された時期があったのだろうし、あるいは現象学的な研究に引き継がれることにもなったのだろう。法学分野はもちろん社会学分野の査読誌においても、不可視の定量化しえない領域についての記述を含む研究の成果を公表する困難さを感じることがあるが(ユングが言うように、査読者に非日常体験がなければことばと論理で力説しても意が伝わらないのは尤もである)、可能な限り研究を貫きたい。対抗文化、ヤマギシズム運動に 30 年間携わった北川道雄(2005)は、「人として本来沸きあがるものを見出さずにコミュニティーという形をつくることは無理である」と述べている。今日、多様な社会学が咲き乱れているが、こうした根源的な問いをしなくなった社会学もまた、形にとらわれた社会学だとはいえまいか。

【会員業績】

- 安達智史, 2005, 「信頼論への四つのアプローチ――信頼の源泉に着目して」『社会学年報』(東北社会学会年報編集委員会) 34: 247-266.
- ------, 2006a, 「信頼論の再構築---信頼の一般的定義とその諸基礎の区別に基づいて」『社会学研究』 (東北社会学研究会)79: 195-218.
- 池田祥英, 2005, 「タルド没後 100 年を迎えて」『日仏社会学会年報』 15: 147-57.
- 江頭大蔵, 2006, 「デュルケームと歴史的方法――その理論構成における位置づけ」『広島法学』30(2): 1-26.
- 大野道邦,2006,「社会学のゆらぎまたは再生――ディシプリンとスタディーズの間で」『奈良女子大学社会学論集』(奈良女子大学社会学研究会)13:65-75.
- 小川伸彦,2005、「存在と記憶――戦争による死はいかに表象されうるか」『日仏社会学会年報』15:61-73.
- ———, 2006a 「〈DOING SOCIOLOGY〉 高松塚・メディア・文化遺産論」 『ソシオロジ』 155: 161-166.
- -----, 2006b,「社会学教育と卒業論文」『社会学者は誰に何を教え,どんな人を創っていくのか』 (2002-04 年度科学研究費補助金成果報告書(基盤研究(B))研究代表者藤崎宏子)第一分冊, 107-122.
- ———, 2006c, "Memories of War and the Possobilities of their Transmission: Logic, Media, and Context" in Buchheim, E. and Futselaar, R. (eds), *Legacies of Violence* (Kwansei Gakuin Univ. & The Netherlands Institute for War Documentation), 26-30.
- 菊谷和宏,2006a,「社会とその外部──社会的生の意味」新原道信他編『地球情報社会と社会運動──同時代のリフレクシブソシオロジー』ハーベスト社,62-80.
- 北垣 徹, 2003a, 「言葉と観念――モーリス・バレス『根こそぎにされた人々』における新カント派批判」『西南学院大学フランス語フランス文学論集』44: 45-87.

- -----, 2006a, 「[書評] 田中拓道著『貧困と共和国』」『図書新聞』2772.
- 小林孝雄,2006,「パーソンズの有機的連帯論――デュルケミアンとしてのパーソンズ」『社会学史研究』 (日本社会学史学会)28:73-89.
- 嶋守さやか、2006、『せいしんしょうがいしゃの皆サマの、ステキすぎる毎日』新評論.
- 白鳥義彦, 2006, [翻訳] クリストフ・シャルル著『「知識人」の誕生 1880-1900』藤原書店.
 - 〔原著: Charle, Christophe, 1990, Naissance des 《Intellectuels》, 1880-1900, Paris: Les Éditions de Minuit.〕
- 杉谷武信, 2006,「デュルケムの社会的連帯概念の諸要素について――人間の「喜び」としての社会的連帯」『社会学論叢』(日本大学社会学会) 156: 21-38.
- 田中拓道, 2006a, 『貧困と共和国――社会的連帯の誕生』人文書院.
- ------, 2006c,「『連帯』の変容---- 20 世紀フランス福祉国家史試論」『年報政治学』2006(1): 226-244.

- 西山宝恵, 2006,「パーソンズのデュルケム論――普遍主義的紐帯の可能性」『社会学研究』(東北社会学研究会) 79: 141-63.
- 藤吉圭二, 2006a, 「電子ネットワーク時代の組織記録――オーストラリア・ヴィクトリア州のVERS を事例として」『高野山大学論叢』41: 1-21.
- -----, 2006b,「[書評] 荻野昌弘著『零度の社会―詐欺と贈与の社会学』」『ソシオロジ』156: 199-203.
- 巻口勇一郎,2006,「現代社会における秩序再建の鍵としての真実の非日常体験――集合的沸騰におけるスピリチュアルで自己超越的な擬似幻覚を通じた潜在力の具体化」『社会学史研究』28:105-123.
- 巻口勇一郎・小倉義明, 2006,「多変量解析による自殺の経済社会的要因と持続可能なコミュニティー福祉形成――北欧の福祉政策、エコビレッジ、LOHAS にみる新たな社会文化形成の動向」『常葉学園短期大学紀要』37: 183-212.
- 松永寛明, 2005a, 「明治初期の新聞記事に見る犯罪類型の諸傾向」『都市文化研究』(大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター) 5: 62-71.

- -----, 2006c,「サンクションと観衆---明治初期における刑事裁判の公開過程を題材に」『法社会学』 (日本法社会学会) 65: 22-33.

- § 編集事務局より § —

今回のニューズレターでは、新企画を2つ用意しました。まず、第 13 回研究例会の報告要旨に続いて、当日コメンテーターを引き受けていただいた横井会員と太田会員のコメントを試行的に掲載しております。これは、両コメントがコメントとしての的確さはもちろんのこと、オリジナリティに溢れた見解を提示しているということで、例会当日急遽了解をいただいたものです。本ニューズレターの誌面充実には今後とも努めてまいりますが、ご意見やアイデアなどいただければ幸いです。次に、本会会員が執筆した2冊の著書に学会賞が授与されたことを受け、巻口会員と菊谷会員に受賞作のこと、将来の抱負などを執筆していただきました。両会員の研究に対する溢れる思いが伝わってきます。今後ともますますご活躍されることを期待しております。

さて、本年も、4月には梅沢精会員のご尽力で新潟産業大学にて、また9月には嶋守さやか会員のご尽力で桜花学園大学にて、第12回、第13回の研究例会を開催することができました。梅沢会員には研究会翌日、柏崎から出雲崎、寺泊、弥彦神社をめぐるバス旅行をプロデュースしていただき、参加者一同楽しい1日を過ごすことができました。マイクロ・バスをご提供いただいた大学関係の方々に対しましても、今一度深く御礼申し上げます。また、嶋守会員には研究例会会場のお世話だけでなく、ご報告も進んで引き受けていただき、当日は夜の懇親会の手配まで八面六臂のご活躍でした。お忙しい中、報告者やコメンテーターをお引き受けいただいた皆様など関係各位に、心より感謝申し上げます。

次回の第14回研究例会は、2007年4月21日(土)、奈良女子大学にて次の報告 内容で開催の予定です。どうぞご期待ください。

横井敏秀 氏(富山国際大学)

- デュルケームにおける「社会の自己意識」の問題

木村雅史 氏(東北大学)

人格崇拝と「役柄」概念

『フレーム分析』における「人-役割図式」からのアプローチー